

1 法人化後の産学連携と知財事業

尾田 雅文

新潟大学地域共同研究センター

The Industry - University Cooperation and the Intellectual Property Enterprise at Post - institutionalization

Masafumi ODA

Center for Cooperative and Research, Niigata University

要 旨

2004年4月、国立大学は国立大学法人として独立した法人格を持つ。国立大学の法人化に伴い、「大学ごとの法人化による自律的な運営の確保」、「民間的発想のマネジメント手法の導入」、「学外者の参画による運営システムの制度化」、「非公務員型による弾力的な人事システムへの移行」、および「第三者評価の導入による事後チェック方式への移行」等、多岐に渡る改革が予定されている。

法人化後の大学は、大学としてどのような個性を社会に対してアピールすべきかを自由な発想で検討する等の管理・運営も求められる。大学運営の中で産学連携を如何なる位置づけにするのか、如何に取り組んでいくかは、個々の大学が考え、知的財産ポリシーや利益相反ルールを全学的な見地から策定するとともに、教員、事務職員ともに相当の意識改革が求められる。

近年、企業において競争激化や業績悪化等の理由により、基礎研究から産業応用までの一貫した自前主義を貫くことが困難であることから、基礎研究と産業応用間のいわゆるディスバレー克服のための応用研究に特化する傾向にある。したがって、大学の基礎研究テーマに着目しており、共同研究など産学連携を強化している。

法人化後の大学において、その円滑な運営支援手段のひとつとして、企業との共同研究は極めて有効である。企業からの注目を得るとの観点から、研究テーマの選定に「実現性」「即効性」を重視すること、公的補助金の導入による社会へのアピールと研究のスピードアップを提案する。

キーワード：知的財産、特許、産学官連携、共同研究、法人化

はじめに

2004年4月に国立大学は、国立大学法人として独立した法人格を持つ。独立行政法人となった国立研究機関の先行例に対し、非公務員型が採用さ

れる点等、その手法は異なる点も多い。法人化に伴って予定されている特許等、知的財産の機関帰属原則への変更とともに、独自に優れた企画を提案し、大学としてのビジネスモデルを確立する必要がある等、国立大学の産学連携活動は、大きな

Reprint requests to: Masafumi ODA
Center for Cooperative and Research
Niigata University
8050 2 - no cho Ikarashi,
Niigata 950 - 2181 Japan

別刷請求先：

〒950-2181 新潟市五十嵐2の町8050番地
新潟大学地域共同研究センター 尾田 雅文

転換期を迎えることになる。

国立大学の法人化

国立大学の法人化に基づき、「大学毎の法人化による自律的な運営の確保」、「民間的発想のマネジメント手法の導入」、「学外者の参画による運営システムの制度化」、「非公務員型による弾力的な人事システムへの移行」、および「第三者評価の導入による事後チェック方式への移行」等、多岐に渡る改革が予定されている。

法人化後の大学は、大学としてどのような個性を社会に対してアピールすべきかを自由な発想で検討する等の管理・運営も求められる。大学運営の中で産学連携を如何なる位置づけにするのか、如何に取り組んでいくかは、個々の大学が考え、知的財産ポリシーや利益相反ルールを全学的な見地から策定するとともに、教員、事務職員ともに相当の意識改革が求められる¹⁾。例えば東京農工大では、「事務職員を米国に派遣し大学運営に関する研修を受講させる」、「私立大学長や企業経営者に経営のノウハウを聞く」、「経済産業省勤務経験者を副学長に招く」等の対策を施している。

日本経済新聞社が平成15年8月7日に発表した「主要企業444社研究開発担当役員らを対象としたアンケート調査」結果によると、多くの企業が研究・開発を競争力回復の源泉と位置づけ、研究費を積極的に増加している。特に、精密機器や医薬品、機械分野における企業では、国内の大学との共同研究が急拡大している。また、約4割の企業において競争激化や業績悪化等の理由により、基礎研究から産業応用までの一貫した自前主義を貫くことが困難である²⁾ことから、基礎研究と産業応用間のいわゆるディスパレー克服のための応用研究に特化する傾向にある。したがって、大学の基礎研究テーマに着目しており、共同研究など産学連携を今後強化すると回答している。このような背景のもと、大阪大学と三菱重工の間では、平成15年3月に技術開発の分野で包括提携が結ばれている。この提携では、エネルギーや環境技術等の分野で、阪大が基礎研究を請け負う一

方で、三菱重工が得られた成果の製品化研究に着手することが提携の基本となっており、阪大の工・基礎工・理の3学部が三菱重工と共同して、幅広い研究を行うことを目的としている。これは、大学の潜在力を活用する上で有効な手法であり、企業としては新規事業を発掘できる点、大学側としては、基礎研究にも資金を運用しやすい等の利点を有している。

一方、産学官連携の内、「学」と「官」すなわち地方自治体ならびに大学の連携強化も重要であり、地域産業の研究開発を総合支援するべく、例えば科学技術振興機構が募集する地域集結型共同研究事業などの公的支援制度を活用し、十分な資金を獲得するなど、効率的に連携を進める必要がある。

法人化に伴う産学官連携と知的財産事業

1. 国立大学法人法等における制度の枠組みと産学官連携・知的財産の取り扱いの概要

国立大学法人として法人格を有することから、これまで困難であった権利・義務の帰属主体として大学が機能することになる。その結果、研究成果としての特許申請や知的財産管理などが可能になり、これまでの個人帰属から機関帰属に変更される。すなわち、組織として有効な知的財産を選択し、これらへ集中して活用・促進することで、その効果を上げることが期待される。また、国立大学法人法第22条に、「研究成果の普及ならびに活用促進」、「研究成果活用促進事業ならびに技術移転事業などに対する出資」が大学の業務として規定されており、出資対象としては、大学の研究成果・技術移転事業者である承認TLOが予定されている。

一方、産業技術力強化法第16条に基づく特許料の特例措置として、特許に関わる審査請求手数料ならびに特許料は、従来国立大学の機関帰属分については全額免除であったものから、機関帰属、個人帰属に関わらず半額免除に変更される。なお、特許権取得4年後以降の特許料は全額を納付する必要がある。ここで、国から継承した権利および

法人化後3年以内に出願あるいは継承した権利については、産業技術強化法附則第3条に基づく経過措置として従前どおり審査手数料ならびに特許料は免除される。

また、これまで国有特許すなわち国立大学や国試験研究機関の有する特許を取り扱ってきた認定TLOは廃止される。以後は、大学等技術移転促進法第12条に基づき、大学教官個人や公私立大学の有する特許を取り扱う承認TLOとしての支援が継続される。例えば、認定TLOでは、特許料ならびに手数料が全額免除される等の減免措置が施されてきた。法人化後における承認TLOでは、大学法人と同様に3年間の経過措置の後、半額軽減措置に移行される。

2. 産学官連携・知的財産取り扱いに関する要検討事項

国立大学等はこれまで国の機関であったことから、国(文部科学省等)で定めたルールに基づき統一の取り扱いを行ってきた。しかしながら、法人化後は各国立大学法人等が自らの個性や特色を反映した柔軟な産学官連携ならびに知的財産取り扱いのルールを定める必要がある。

共同研究および受託研究において、例えばその費用の納付方法について、前納、分割納付、後納など納付時期についても検討し、大学と企業双方が実施しやすい環境を整える必要がある。また間接経費は、特許など知的財産の運用等に関わる経費、大学の方針を鑑み徴収の有無や率を個々の大学が独自に決定することが可能になる。

研究成果としての知的財産の取り扱いについて、その帰属、研究相手方への独占実施権、不実施補償、譲渡等のもとより、受け入れ研究費で得た設備の帰属、譲渡などの取り扱いや受託研究員の諸待遇についても検討しなければならない。また、秘密保持の確保、研究成果公表の取り扱いについても十分配慮し、契約する必要があるとともに、研究成果に対する依頼側の満足度を如何に評価するか等のルールを確立すべきである。

知的財産の原則機関帰属の方針を踏まえ、職員の発明に関わる諸問題を早急に解決する必要がある。

すなわち、発明の帰属を迅速に判断し、必要に応じ個人に返還できる体制を整えるとともに、発明者への相当な補償等、知的財産ポリシーに基づく明確なルール作りならびにその的確な運用が求められる。ここで補償については、金額の上限、算定率のみならずその還元方法、すなわち個人補償や所属研究室への還元等を含めて検討すべきである。

一方、各大学等やTLOは、それぞれが置かれた状況を踏まえ、各大学等の個性・特色や運営方針等に応じて、その主体的な判断により最も効果的かつ効果的な体制を選択することが必要と考えられる。これは法人化後、知的財産の実施権の設定や譲渡が可能になることから、これらをより有効に活用する上でも重要である。また、TLO、インキュベーション事業者やベンチャー企業等が、大学の施設を使用可能になることから、施設・設備等についてその使用許可範囲や使用料を決定しなければならない。

法人化後、非公務員型の人事制度が採用されることから、産学官の人材の流動性を確保する柔軟な人事が実施可能になる。例えば、短時間勤務制度や年間の一定期間において大学職務を免除する等が可能になる。一方、このような活動の中で、教職員が企業等との関係で生ずる利益や責務が、大学等における責任と衝突する状況が予測される。これらを未然に回避するためにも、ルール作りが必要である。

ま と め

法人化後の大学において、その円滑な運営支援手段のひとつとして、外部資金の導入促進が挙げられる。短期および中・長期的展望双方から対策を論じる必要があるものの、企業との共同研究は極めて有効な手法である。企業から注目を得るとの観点から、研究テーマの選定に「実現性」「即効性」を重視することも必要ではないだろうか。また近年、公的補助金の多くは産学官連携のテーマを重視している。このような公的補助金の導入は、新しい機器の購入を促進し、従来の工夫によ

る機器の運用から開放され、研究のスピードアップに繋がるとともに、そのPR効果も無視し得ないことから、一考に値するのではないだろうか。

参考文献

- 1) 長平彰夫, 西尾好司: 動き出した産学官連携, 初版, 中央経済社, 東京, pp96-97, 2003.
- 2) 西村吉雄: 産学連携, 初版, 日経BP社, 東京, pp101-106, 2003.

司会(佐藤) 医学部と工学部が連携する場合, どのようにすればよりスムーズに行くとお考えですか。

尾田 色々なタイプの連携が考えられると思いますが, 突き詰めるところ人と人との交わりになると思います。まずはお互いに足繁く通い合い, 顔を覚えることから始めるべきではないでしょうか。

司会(佐藤) 人的交流が大事ということですね。どうもありがとうございます。

2 バイオ特許の事業化について

大坪 真也

早稲田大学研究推進部

Commercialization of a Biotechnology Patent

Shinya OHTSUBO

Waseda University Research Collaboration and Promotion Center

要 旨

2002年には, 3月に「知的戦略会議」発足, 7月には「バイオテクノロジー戦略会議」の初会合が開かれ, 12月には「バイオテクノロジー戦略大綱」がまとめられた。我々発明コーディネーターは, これらの国家戦略の基, 知的財産の創出とその事業化に取り組んでいる。今回, 筆者等が担当した大学発ベンチャーの設立について報告する。今後とも産学官連携および医工連携等の異分野連携が大学における知的財産の活用上必要な位置を占めると考える。

キーワード: 知的財産本部, 大学発ベンチャー, 産官学連携, 医工連携, TLO

はじめに

大学における知的財産を移転して起業につなげることにつき, 経験に基づいてお話をさせていた

だきます。私は1982年から日本ロシュ開発本部(現:中外製薬)で, 抗精神薬, 抗生物質, IFN, 抗がん剤などの臨床開発に従事し, 1989年からジャパンエナジー医薬バイオ研究所(現:住友製薬)

Reprint requests to: Shinya OHTSUBO
55-S-401 Advanced Research Center for
Science and Engineering Waseda University
3-4-1 Okubo,
Shinjuku-ku 169-8555 Japan

別刷請求先: 〒169-8555 新宿区大久保3-4-1
早稲田大学理工学総合研究センター 55-S-401
大坪 真也